

平成22年第1回定例会
予算決算常任委員会 生活文化環境森林分科会

説明資料

【議案補充説明】

1. 平成22年度当初予算の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ・議案第2号「平成22年度三重県一般会計予算」（環境森林部関係分）
 - ・議案第9号「平成22年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算」

2. 平成21年度補正予算の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - ・議案第53号「平成21年度三重県一般会計補正予算（第13号）」
（環境森林部関係分）
 - ・議案第58号「平成21年度三重県林業改善資金貸付事業
特別会計補正予算（第1号）」

3. 林道関係建設事業に対する市町の負担について・・・・・・・・ 42
 - ・議案第40号「林道関係建設事業に対する市町の負担について」
（平成22年度市町の負担率）
 - ・議案第68号「林道関係建設事業に対する市町の負担について」
（平成21年度市町の負担額〔確定〕）

4. 議案第24号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」
について・・・・・・・・ 43

【所管事項説明】

5. 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」の
規定に基づく報告について・・・・・・・・ 45

平成22年3月12日

環境森林部

1. 平成22年度当初予算の概要について

①一般会計

●款別内訳

※上段（ ）内：平成21年度2月補正含む (単位：千円)

区 分	21年度 当初予算額 A	22年度 当初予算額 B	差引 増減額 B-A	対 前年比 B/A
第4款	(7,501,965)	(7,489,440)	(△12,525)	(99.8%)
衛生費	7,498,528	7,489,440	△9,088	99.9%
第6款	(8,420,017)	(9,105,079)	(685,062)	(108.1%)
農林水産業費	8,128,546	8,980,438	851,892	110.5%
合 計	(15,921,982) 15,627,074	(16,594,519) 16,469,878	(672,537) 842,804	(104.2%) 105.4%

●事業別内訳

※上段（ ）内：平成21年度2月補正含む (単位：千円)

区 分	21年度 当初予算額 A	22年度 当初予算額 B	差引 増減額 B-A	対 前年比 B/A	
非 公 共	(10,048,757) 10,007,320	(11,429,805) 11,429,805	(1,381,048) 1,422,485	(113.7%) 114.2%	
公 共	一般公共	(4,133,920) 3,980,449	(3,280,923) 3,280,923	(△852,997) △699,526	(79.4%) 82.4%
	県単公共	(1,739,305) 1,639,305	(1,883,791) 1,759,150	(144,486) 119,845	(108.3%) 107.3%
	公共計	(5,873,225) 5,619,754	(5,164,714) 5,040,073	(△708,511) △579,681	(87.9%) 89.7%
合 計	(15,921,982) 15,627,074	(16,594,519) 16,469,878	(672,537) 842,804	(104.2%) 105.4%	

②特別会計内訳

(単位：千円)

区 分 (目)	21年度 当初予算額 A	22年度 当初予算額 B	差引 増減額 B-A	対前年比 B/A
第1目 林業改善資 金貸付事業費	52,155	52,235	80	100.2%
第2目 木材産業等 高度化資金貸付事業費	506,470	517,512	11,042	102.2%
第3目 予備費	129,758	165,501	35,743	127.5%
合 計	688,383	735,248	46,865	106.8%

平成22年度当初予算のポイント

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成22年度においては、深刻な影響を受けている県内の雇用経済情勢等を踏まえ、様々な雇用機会の創出や地球温暖化対策等に資する経済対策に取り組むとともに、間伐等の森林整備や林業・木材産業等の再生などを支援してまいります。

環境森林部としては、地球環境から生活環境という幅広く、複雑な環境問題への対応が求められています。そのなかで、地球温暖化について、政府は「2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減する目標」を決定しており、県としても削減目標の設定も含めてどのように対応していくかを検討するとともに、引き続き削減を促す取組を進め、低炭素社会の実現に向けて前進してまいります。

また、生物多様性の危機が幅広く議論される中、本年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県で開催されますが、本県としても、豊かな自然環境を保全していくには、どのような戦略が必要なのかを検討するとともに、自然とのふれあいなどを通じて、生物多様性の保全を進めてまいります。

このような地球規模での環境問題への対応が求められる一方、ごみの減量化や産業廃棄物の不法投棄の是正等をはじめ、大気・水環境や森林の保全など県民が安全で安心して生活できる環境の確保に取り組んでまいります。

平成22年度は、「県民しあわせプラン」第二次戦略計画の最終年度であることから、計画に掲げた主な重点項目である「ごみゼロ社会づくり」、「産業廃棄物の不法投棄等の是正・防止対策」、「地球温暖化対策」、「閉鎖性水域等の水質改善」、「三重の森林づくり」に引き続き取り組み、計画に掲げた目標達成に努め、資源循環型社会の構築や伊勢湾の再生、森林の多面的機能の維持・増進等に取り組んでまいります。

2 主な重点項目

(1) ごみゼロ社会づくり

① 「ごみゼロ社会」実現推進事業【舞台づくり 暮らし2】 予算額 29,276 千円

ごみゼロ社会実現プランの中期目標の達成に向けて着実に施策を進めるため、ごみの減量化に効果的な市町の取組をモデル事業として支援するとともに、これまでの事業の効果検証を行い、プランの改訂や数値目標の見直しを行います。また、「ごみの減量化と低炭素社会の構築」のさらなる定着をはかる方策等の検討を行うとともに、気運醸成のため「ゼロ吉」等を活用した啓発活動を行います。

(2) 産業廃棄物の不法投棄等の是正・防止対策

① (一部新) 産業廃棄物適正処理推進事業 予算額 265,410 千円

廃棄物のリサイクル等の3Rや適正処理を総合的・計画的に行うために廃棄物処理計画を策定するとともに、グリーンニューディール基金(以下、「GND基金」という。)を活用し、事業者の行うアスベスト廃棄物処理施設の整備に対し補助を行います。

② (一部新) 産業廃棄物監視指導事業 予算額 38,086 千円

産業廃棄物が適正に処理されるよう、排出事業者、処理業者等に対する監視指導を行うとともに、スカイパトロール、休日・夜間のパトロール、近隣の府県と共同で産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施します。また、GND基金を活用し、市町が行う監視パトロールに対して補助を行います。

③ 最終処分場確保事業【重点事業 くらし10】 予算額 669,875 千円

企業活動から発生する産業廃棄物や災害時における廃棄物の受け皿を目的とした管理型最終処分場の本格的な造成工事に向けて、事業主体である財団法人三重県環境保全事業団に対し必要な支援を行います。

④ 不法投棄等の是正事業【重点事業 くらし10】 予算額 407,367 千円

桑名市五反田事案及び四日市市内山事案では有害物質の除去を、鈴鹿市稻生事案では環境修復後の管理を、引き続き行政代執行により行うとともに、他の各事案において必要な水質等の継続調査を実施します。また、四日市市大矢知・平津事案等の6事案において、GND基金を活用した調査を実施します。

(3) 地球温暖化対策

① (一部新) 地球温暖化対策推進事業 予算額 271,197 千円

現行の三重県地球温暖化対策推進計画が平成22年度に終了するため、次期計画の策定作業を行うとともに、三重県庁地球温暖化対策率先実行計画の進行管理を行うほか、GND基金を活用し、市町の地球温暖化対策の取組を支援します。

② (一部新) 温暖化防止に向けた事業活動促進事業【舞台づくり くらし4】

予算額 17,750 千円

県内のCO₂排出量の削減を促進するカーボンオフセット等の新しいしくみなど低炭素社会の実現に向けて検討を進めるとともに、企業連携によるCO₂排出量の削減や地球温暖化対策計画策定事業所に対する訪問調査を進めるほか、中小事業者の省エネ対策を促進します。

(4) 閉鎖性水域等の水質改善

① 浄化槽設置促進事業【一部 舞台づくり くらし3】 予算額 467,033 千円

生活排水対策推進本部(仮称)を設置し、浄化槽と集合処理施設との連携の見直しな

ど効率的・効果的な整備手法の調査検討を行うとともに、市町が浄化槽の設置者に支援する事業及び市町が浄化槽を整備する事業に対して支援を行い、浄化槽の普及を促進します。

- ② **伊勢湾行動計画推進事業【舞台づくり 暮らし3】** 予算額 108,167 千円
国と三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」において策定した「伊勢湾再生行動計画」に基づき、大学等の研究機関など多様な主体との連携による調査・研究や普及啓発等に取り組むとともに、GND基金を活用し、海岸漂着物対策を推進します。

(5) 三重の森林づくり

- ① **がんばる三重の林業創出事業【重点事業 暮らし11】** 予算額 80,992 千円
近年の国産材需要は、合板用材やチップ用材など並材の大ロット需要が増加していることから、県産材生産の増大と木材の多段階利用を進めるため、森林の団地化・施業の集約化、作業路の整備や高性能林業機械の導入、施業プランナー等の人材育成を進めるとともに、木材流通の改善等に支援することにより、安定的な生産供給体制を整備します。

- ② (新) **みんなで使おう「三重の木」消費拡大事業【重点事業 暮らし11】**

予算額 14,050 千円

品質の確かな「三重の木」認証材の消費の拡大につなげるため、県産材のPRやモデル的な商業施設の木質化を支援するとともに、事業者による関東地域での「三重の木」セミナー等の開催や住宅展示会への出展を支援します。

- ③ **山林境界明確化事業**

予算額 30,159 千円

森林所有者の高齢化、不在村者の増加などにより、森林所有境界が不明確な森林が増加し、森林整備や木材生産を進めるうえで支障となっていることから、境界の不明確な森林について、周囲測量等を実施し、境界の明確化を進めます。

- ④ (新) **生物多様性保全推進総合対策事業**

予算額 12,777 千円

生物多様性基本法の制定に伴い、三重県生物多様性地域戦略を策定するとともに、生物多様性の理解と関心を高めるため、COP10の開催に伴うエクスカージョンや展示会への出展を行うほか、三重県民の森自然学習展示館をリニューアルし、生物多様性の普及啓発に活用します。

3 事業の見直し

厳しい財政状況のなか、効率的な事業の推進をはかるため事業の見直しを行い、事業の統合や目的を達成した事業などを廃止しました。

	事業本数	事業費
廃止事業	18本	△ 621,782千円
リフォーム事業	一本	— 千円
休止事業	一本	— 千円
合計	18本	△ 621,782千円

平成22年度当初予算の基本的な考え方

環境森林部
環境森林総務室
TEL.059-224-2314

現代社会の課題

【地球の温暖化】

・経済活動の拡大や生活様式の変化等により、地球環境に深刻な影響を与える温室効果ガスの大量排出が続いている

【資源の浪費・枯渇】

・環境保全を軽視する社会経済活動などにより、限りある資源の大量消費や大気・水環境の悪化が続いている

【生態系の均衡消失】

・開発による環境負荷の増大や林業の停滞等により、生態系のバランスの崩壊や森林の多面的機能の低下が進んでいる

環境の力による社会経済の再構築

目指すべき社会

持続的発展が可能な社会

【低炭素社会】

・すべての主体が温暖化の問題を認識し、温室効果ガスを自主的かつ積極的に削減している社会

【資源循環型社会】

・「もったいない」という先人の知恵を活かし、限りある資源の消費抑制、廃棄物の適正処理や大気・水環境の健全な循環を保っている社会

【自然共生社会】

・人も生態系の一員であることを理解し、生物多様性の確保や森林の保全を進めている社会

(施策の方向性)

視点

①地球温暖化対策

県民、事業者などすべての主体が地球温暖化問題を重要な環境問題として認識し、それぞれが自主的に、また、お互いが連携して、効果的な温室効果ガスの排出抑制に取り組めるように支援することで、低炭素社会の実現を目指す

- ・新たな温室効果ガスの削減計画の策定
- ・企業連携による削減取組や地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発
- ・カーボン・オフセットなどの新たな削減取組の調査研究

視点

①ごみゼロ社会づくり

市町をはじめ住民、事業者、NPO等多様な主体の連携、協働により、ごみの減量化等の取組を積極的に展開し、ごみゼロ社会の実現を目指す

②産業廃棄物の不法投棄の是正・防止

不適正処理事案における生活環境保全上の支障等の除去や不適正処理の未然防止等を図る監視・指導を引き続き徹底することで、地域住民の安全・安心を確保していく

③閉鎖性水域の水質改善

多様な主体が連携・協働して、陸域からの負荷低減や海域の環境保全などを進め、伊勢湾をはじめとする閉鎖性海域を豊かで身近な海として再生させる

○大気環境・水環境の保全

視点

①生物多様性の保全

新たに策定する生物多様性地域戦略による包括的な施策の検討、自然と県民とのふれあいの促進や希少野生動植物の保全活動などを通じて、人類存続の基盤である生物の多様性を確保していく

②三重の森林づくり

「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環により森林の多面的機能を発揮させるため、林業経営をとおして森林保全を進めるとともに、多様な主体による「木を使う」「森林を守る」などの行動を広げるなど、社会全体で森林づくりを支える



ごみゼロ社会づくり

ごみゼロキャラクター ゼロ君

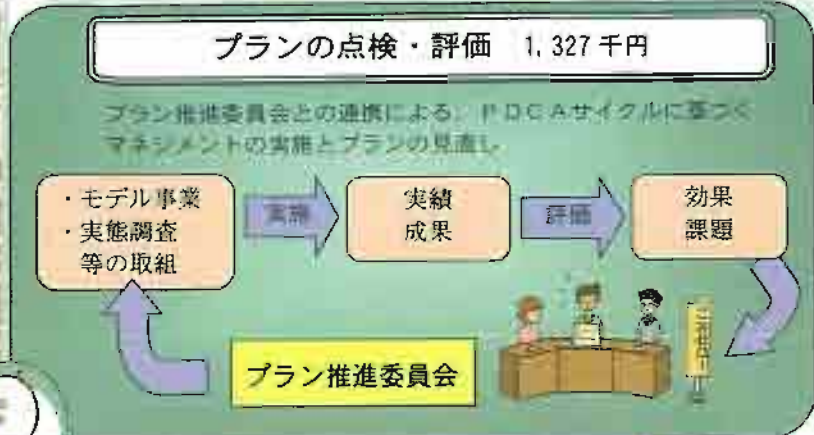
「ごみゼロ社会」実現推進事業
(平成 22 年度予算額：29,276 千円)

環境森林部
ごみゼロ推進室
TEL 059-224-3126

ごみゼロ社会実現プラン

【数値目標】	【短期 2010年度】 (平成 22 年度)	【中期 2025年度】 (平成 37 年度)
ごみ排出量削減率 (家庭系) 6%	30%	40%
(事業系) 5%	30%	30%
資源としての再利用率	21%	50%
ごみの最終処分量	81,000 トン	0 トン
ごみを大切に使う 市民の率 等	80%	100%


各主体に期待する役割・取組	
住民	市町のごみ減量化施策等への参画
事業者	製品の開発・流通・消費各段階での 廃棄物減量に向けた工夫・取組
市町	家庭ごみ有料化、生ごみ再資源化 等のごみ減量化施策の推進
NPO 等 団体	市町の施策への参画、資源物回収 等の自主的取組の実施・啓発



《3Rの推進に向けたモデル事業と「ごみ減量化と低炭素社会の構築」のさらなる定着をはかる方策等の検討》

モデル事業の実施とその成果の普及に向けた取組 7,000 千円

- 市町が取り組むプランに沿ったごみ減量化に効果的な取組を3件程度、モデル事業として支援
- モデル事業の成果を整理・活用し、短期目標の達成に向け県全域へ展開
(取組例)
 - 地域密着型資源物回収システムの構築検討
 - 生ごみの効率的な収集体系の検討 など



ごみゼロプランの改訂とより効果的なごみ減量に向けた取組 11,550 千円

プラン策定から5年を経過することから、より効果的なごみ減量に向けた取組へつなげるため、ごみの排出実態やごみ減量に関する先進事例調査、県民・事業者アンケート調査を実施するとともに、プランの改訂を行う。

《プランの普及・啓発と成果の共有》

ごみゼロの普及・啓発に向けた取組 3,222 千円

県民・NPO・地域団体・事業者・市町・県
資源物会計や市町ごみ処理料の普及促進、ごみゼロ・3R啓発
ツールを活用した地域NPO等のコーディネートや啓発の強化等

ごみゼロへの気運醸成に向けた情報発信 3,805 千円

ラジオ&ケーブルTVでのCM放送
駅への看板掲出等

地域ごみゼロ交流会の実施 993 千円

県民・NPO・地域団体
注:各主体のごみ減量活動促進のための啓発、情報交流、事例研修

ごみゼロフォーラムの開催 1,379 千円

県民・NPO・事業者
各主体のごみ減量化取組の一環の活性化と低炭素社会の構築に向け
て、これまでの取組成果の報告と意識から行動へつなげる次の取組の
きっかけとなるフォーラムを開催する

産業廃棄物の不法投棄等の是正・防止対策

(平成22年度予算額：1,115,328千円)

環境森林部
 廃棄物対策室
 ① TEL 059-224-2483
 ③ TEL 059-224-3310
 廃棄物監視・指導室
 ② TEL 059-224-2388

目的

- ・生活環境、自然環境の保全
- ・不適正処理の再発防止
- ・県民の不安の払拭

等

過去の不法投棄等の不適正処理事案



①不法投棄等の是正
 ・不法投棄等の是正事業 (407,367千円)

- ・生活環境保全上の支障等の除去など必要な措置を実施
- ・継続的な水質調査等
- ・市町等の環境改善への支援



鈴鹿市稲生事案 (是正後)

②不法投棄等の防止
 ・産業廃棄物監視指導事業 (38,086千円)

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する監視指導による不適正処理の未然防止



運搬車両の路上検査

③最終処分場の確保
 ・最終処分場確保事業 (669,875千円)

公的関与による管理型最終処分場 (産業廃棄物及び災害廃棄物) の整備の支援



新小山処分場完成イメージ図

地球温暖化対策

(平成22年度予算額: 298,039千円)

環境森林部
地球温暖化対策室
Tel.059-224-2368

(一部新)地球温暖化対策推進事業費
(271,197千円)
●三重県地球温暖化対策実行計画策定、
グリーンニューディール補助金制度 他

(舞台づくり)
②エコライフ普及啓発推進事業 (9,092千円)
●地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動等に対する支援

条例の計画制度
M-EMSの推進



地球温暖化防止活動
推進員

地球温暖化防止活動
推進センター

企業
企業
企業

検証・反映

新しい温暖化対策実行計画
の策定
カーボン・オフセットなどの新しい削減取組

検証・反映

各家庭
地域・団体

連携

連携

企業連携による
CO2削減の促進
企業と企業、企業から地域、
従業員家庭の取組

低炭素社会の実現

(舞台づくり)①(一部新)温暖化防止に向けた事業活動促進事業 (17,750千円)
●カーボンオフセットなどの新しい削減取組の調査・研究
●企業のネットワークを生かした二酸化炭素削減取組の推進
そのためのツールとして、M-EMS、無料省エネ診断を活用
●大企業に対し、条例に基づく「地球温暖化対策計画書」に対するフォローアップ調査を実施

閉鎖性水域等の水質改善 (平成22年度当初予算額：714,697千円 環境森林部関係)

環境森林部 水質改善室
TEL 059-224-2382

みえの舞台づくり:閉鎖性海域の再生プログラム —「豊かで親しめる身近な海」の再生に向けて—

取組方向①

陸域からの汚濁負荷の削減

◇生活排水対策推進本部(仮称)の設置

●浄化槽の設置促進(467,033千円)

(うち舞台づくり：383,090千円)

●河川等公共用水域水質監視費(70,007千円)

- ・公共用水域の水質監視
- ・簡易水質検査規制
- ・水生生物の保全に係る環境基準類型指定

●工場・事業場排水規制費(1,518千円)

●生活排水総合対策指導事業(67,972千円)

- ・生活排水処理アクションプログラム推進
- ・浄化槽台帳整備、浄化槽設置状況調査



▼伊勢湾の汚濁負荷量の割合(三重県)



取組方向②

生態系の保全・回復による 自然浄化能力の再生

- 赤潮・底泥対策技術開発事業
- 閉鎖性海域再生のための漁場環境保全創造事業(干潟・藻場・浅場の再生)



取組方向③

多様な主体の連携による環境保全活動の活性化

●伊勢湾行動計画推進事業(108,167千円)

- ・伊勢湾再生行動計画を推進するため、多様な主体との連携し、調査研究や普及啓発に取り組む
- ・グリーンニューディール基金を活用した海岸清掃ゴミの実態調査及び対策の推進

○「みえのうみ」環境保全活動促進事業

伊勢湾再生推進会議

(平成18年2月設立)

(国・三県一市・関係機関)

伊勢湾再生行動計画(H19年3月)

計画期間：H19~28年度

中間評価：3年目終了時(H22年度)

6年目終了時(H25年度)

【計画の目標】

伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生



【目標を達成するための基本方針】



【施策】

- ・陸域における負荷削減施策
- ・海域における環境改善施策
- ・多様な主体による協働・連携
- ・伊勢湾再生のためのモニタリング

生活排水対策推進本部(仮称)の設置について

生活排水処理施設をさらに効率的・効果的に整備を推進するために…

生活排水対策推進本部(仮称)を設置し、

統合的に整備を推進

生活排水処理施設を一層推進するための体制整備

これまで以上にさらなる効率的・効果的な施設整備を実施
一体的な組織によりアクションプログラムを評価・検証推進
市町との協議・調整についても一体的に実施

目的

より一層の効率的・効果的な生活排水処理施設の整備を推進することにより、

- 1) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
- 2) 河川及び閉鎖性海域等、公共用水域等の水質の保全を図る。

- ・生活排水処理施設整備率の向上
- ・伊勢湾をはじめとする閉鎖性海域の再生

生活排水処理 AP 中間目標年度(H22 年度末)

76.5%を目指して整備 (※H20 年度末 整備率=74.9%)

県土整備部

武城下水道事業 11,261,300 千円

北勢沿岸流域下水道(北部処理区、南部処理区)

他2流域4処理区



下水道

農水商工部

農業集排水整備促進事業 888,024 千円

神戸地区他 8 地区

農業集排水整備支援事業 198,708 千円

水沢東部地区他 12 地区

農業集排水整備支援事業 9,563 千円

磯浦地区他 1 地区



農集・漁集排水施設

環境森林部

伊勢湾海域浄化槽整備重点促進事業 353,881 千円

桑名市他 15 市町

浄化槽設置促進事業 83,943 千円

伊賀市他 7 市町



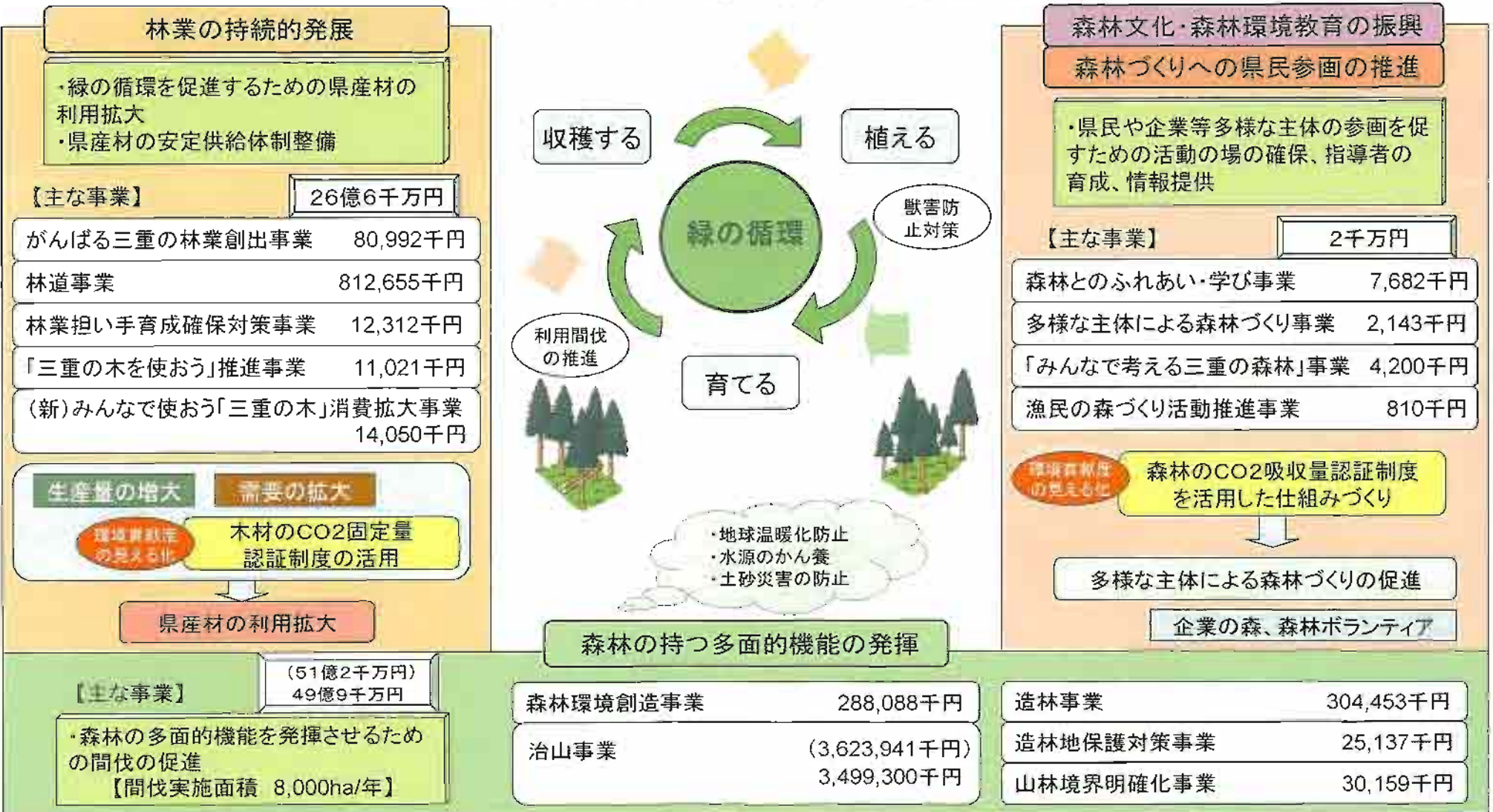
浄化槽

三重の森林づくり 【平成22年度予算額： (78億円)※ 76億7千万円】

※ () は平成21年度2月補正含みベース

環境森林部 森林・林業分野
 森林・林業経営室 059-224-2564
 森林保全室 059-224-2574
 自然環境室 059-224-2627

～ 「木を植え、育て、収穫し、また植える」 緑の循環による多面的機能の発揮 ～



林業の持続的発展

・緑の循環を促進するための県産材の利用拡大
 ・県産材の安定供給体制整備

【主な事業】 26億6千万円

がんばる三重の林業創出事業	80,992千円
林道事業	812,655千円
林業担い手育成確保対策事業	12,312千円
「三重の木を使おう」推進事業	11,021千円
(新)みんなで使おう「三重の木」消費拡大事業	14,050千円



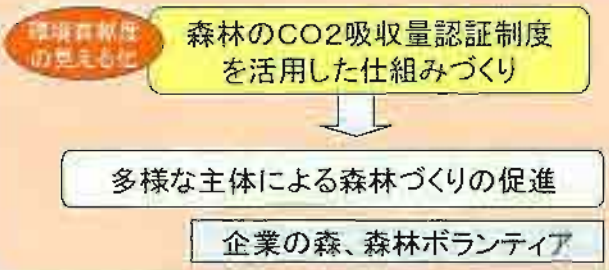
森林文化・森林環境教育の振興

森林づくりへの県民参画の推進

・県民や企業等多様な主体の参画を促すための活動の場の確保、指導者の育成、情報提供

【主な事業】 2千万円

森林とのふれあい・学び事業	7,682千円
多様な主体による森林づくり事業	2,143千円
「みんなで考える三重の森林」事業	4,200千円
漁民の森づくり活動推進事業	810千円



森林の持つ多面的機能の発揮

- ・地球温暖化防止
- ・水源のかん養
- ・土砂災害の防止

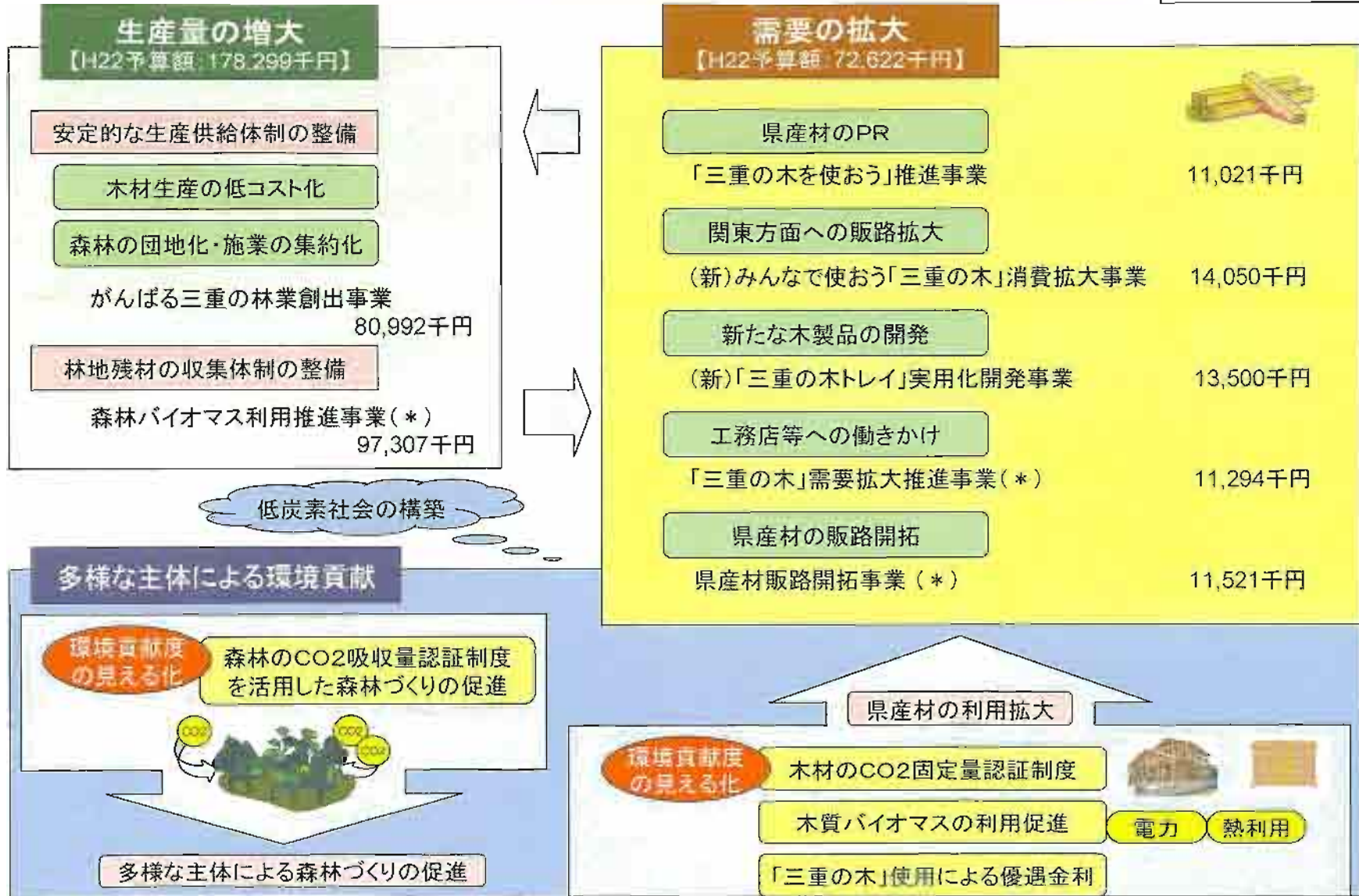
森林環境創造事業	288,088千円	造林事業	304,453千円
治山事業	(3,623,941千円) 3,499,300千円	造林地保護対策事業	25,137千円
		山林境界明確化事業	30,159千円

【主な事業】 (51億2千万円) 49億9千万円

・森林の多面的機能を発揮させるための間伐の促進
 【間伐実施面積 8,000ha/年】

県産材の利用拡大に向けて【平成22年度予算額:2億5千万円】

環境森林部
森林・林業経営室
TEL 059-224-2564



(*)：ふるさと雇用再生事業

生物多様性の保全

環境森林部
自然環境室
TEL.059-224-2578

課題

現代社会における
生物多様性の危機

開発や乱獲による
種の減少・絶滅、
生息・生息地の減少

外来種などの
持ち込みによる
生態系のかく乱

里地里山などの
手入れ不足による
自然の質の低下

地球温暖化による影響

など…

生物多様性基本法
(生物多様性国家戦略)

3つの多様性

【生態系の多様性】

・森林、里地里山、河川、湖沼、干潟
などいろいろなタイプの自然がある。

【種の多様性】

・動植物から微生物にいたるまで、
いろいろな生き物がいる。

【遺伝子の多様性】

・同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、
形や模様、生態などに多様な個性がある。

H22の取り組み

生物多様性の保全と持続可能な利用

希少野生動植物の保全

・希少生物保全事業
(1,778千円)

野生動植物の保護

・鳥獣保護事業
(2,477千円)

生物多様性地域戦略

・生物多様性保全推進総合対策事業
(12,777千円 ①～③の計)
①生物多様性地域戦略作成事業

多様な主体との協働

・自然環境保全対策事業(1,577千円)
・多様な主体による森林づくり事業
(2,143千円)

環境学習の振興

②三重県民の森自然学習
展示館整備事業

COP10との連携

③COP10エクスカージョン等
関連イベント開催事業

森林の保全

地球温暖
化対策

目指すべき社会

自然共生社会

・人も生態系の一員であることを理解し、生物多様性の
確保や森林の保全を進めている社会

平成 22 年度当初予算主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>《政策名：資源循環型社会の構築》</p> <p>〈施策名：(411)廃棄物対策の推進〉</p> <p>1 「ごみゼロ社会」実現推進事業【舞台づくり くらし2】 29,276千円 【(41101)ごみゼロ社会づくりの推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費) ごみゼロ社会実現プランの中期目標の達成に向けて着実に施策を進めるため、ごみの減量化に効果的な市町の取組をモデル事業として支援するとともに、これまでの事業の効果検証を行い、プランの改訂や数値目標の見直しを行います。また、「ごみの減量化と低炭素社会の構築」のさらなる定着をはかる方策等の検討を行うとともに、気運醸成のため「ゼロ吉」等を活用した啓発活動を行います。 (モデル事業補助金の交付、駅ホームへの看板掲出などによる啓発、プラン推進委員会3回開催予定 等)</p>	<p>ごみゼロ推進室 (224-3126)</p>
<p>(一部新) 2 産業廃棄物適正処理推進事業 265,410千円 【(41102)産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費) 廃棄物のリサイクル等の3Rや適正処理を総合的・計画的に行うために廃棄物処理計画を策定するとともに、グリーンニューディール基金(以下、「GND基金」という。)を活用し、事業者の行うアスベスト廃棄物処理施設の整備に対し補助を行います。</p>	<p>廃棄物対策室 (224-3310)</p>
<p>3 最終処分場確保事業【重点事業 くらし10】 669,875千円 【(41102)産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費) 企業活動から発生する産業廃棄物や災害時における廃棄物の受け皿を目的とした管理型最終処分場の本格的な造成工事に向けて、事業主体である財団法人三重県環境保全事業団に対し必要な支援を行います。</p>	<p>廃棄物対策室 (224-3310)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>4 PCB廃棄物適正管理推進事業 48,763千円 【(41102)産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費) 県内のPCB廃棄物及び使用中のPCB含有電気機器の状況等について整理を行い、関連事業者への立入調査によりPCB廃棄物の適正管理・早期処理を継続して実施するとともに、GND基金を活用し、微量PCBが混入している可能性のある電気機器等について、混入の有無を把握するための分析費に対して補助を行います。</p>	<p>廃棄物対策室 (224-3310)</p>
<p>(一部新) 5 産業廃棄物監視指導事業 38,086千円 【(41103)産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費) 産業廃棄物が適正に処理されるよう、排出事業者、処理業者等に対する監視指導を行うとともに、スカイパトロール、休日・夜間のパトロール、近隣の府県と共同で産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施します。また、GND基金を活用し、市が行う監視パトロールに対して補助を行います。</p>	<p>廃棄物監視・指導室 (224-2388)</p>
<p>6 不法投棄等未然防止強化事業【重点事業 暮らし10】 2,682千円 【(41103)産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費) 不法投棄等の重点監視の強化をはかるため、早期発見、早期是正を行うことに重点を置き、監視カメラ通報システムを活用するとともに、関係機関との連携を推進し、不適正な処理事案に対し、迅速、適切な対応を行います。</p>	<p>廃棄物監視・指導室 (224-2388)</p>
<p>7 環境修復事業【重点事業 暮らし10】 250,644千円 【(41103)産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費) 桑名市五反田事案の汚染浄化や四日市市内山事案の硫化水素等の除去を行うとともに、GND基金を活用した調査を行います。また、鈴鹿市稲生事案の環境修復後の管理を行います。</p>	<p>廃棄物対策室 (224-2483)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>8 不法投棄等の是正推進事業【重点事業 暮らし10】 156,723千円</p> <p>【(41103)産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)</p> <p>産業廃棄物の不適正処理事案について、安全性確認調査で有害物質が検出された事案の水質等の継続調査を行うとともに、四日市市大矢知・平津事案等においてはGND基金を活用した調査を実施します。</p>	<p>廃棄物対策室 (224-2483)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>〈施策名：(412)大気環境の保全〉</p> <p>(一部新) 1 地球温暖化対策推進事業 271,197千円 【(41201)地球温暖化防止の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費) 現行の三重県地球温暖化対策推進計画が平成22年度に終了するため、次期計画の策定作業を行うとともに、三重県庁地球温暖化対策率先実行計画の進行管理を行うほか、GND基金を活用し、市町の地球温暖化対策の取組を支援します。</p> <p>(一部新) 2 温暖化防止に向けた事業活動促進事業 【舞台づくり 暮らし4】 17,750千円 【(41201)地球温暖化防止の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費) 県内のCO2排出量の削減を促進するカーボンオフセット等の新しいしくみなど、低炭素社会の実現に向けて検討を進めるとともに、企業連携によるCO2排出量の削減や地球温暖化対策計画策定事業所に対する訪問調査を進めるほか、中小事業者の省エネ対策を促進します。 (訪問調査 30件、省エネ診断等 70件実施予定)</p> <p>3 エコライフ普及啓発推進事業【舞台づくり 暮らし4】 9,092千円 【(41201)地球温暖化防止の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費) 県民自らが環境に配慮した取組に主体的に参加し、県民や企業等の多様な主体が連携して環境保全活動に取り組むよう、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として地球温暖化防止活動推進員が行う普及啓発活動を一層進めます。</p>	<p>地球温暖化対策室 (224-2368)</p> <p>地球温暖化対策室 (224-2368)</p> <p>地球温暖化対策室 (224-2368)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>4 工場・事業場大気規制事業 13,532千円</p> <p style="text-align: center;">【(41202)大気汚染物質削減の推進】</p> <p>(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費)</p> <p>工場・事業所等への重点的・計画的な立入検査を実施するとともに、光化学スモッグに関する緊急時の対策、有害大気汚染物質の調査、新環境基準(微小粒子状物質)に関する調査等を実施します。</p> <p>(立入検査 500社、検体採取施設数33施設、有害大気汚染物質調査4地点予定)</p>	<p>地球温暖化対策室</p> <p>(224-2380)</p>
<p>5 大気テレメータ維持管理事業 165,449千円</p> <p style="text-align: center;">【(41202)大気汚染物質削減の推進】</p> <p>(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費)</p> <p>大気テレメータシステムにより、環境及び発生源の常時監視を行うとともに、更新年次を迎えたシステムの再構築、新環境基準(微小粒子状物質)導入に向けた大気常時監視網の整備を行います。</p> <p>(新設環境基準自動測定機数 5機)</p>	<p>地球温暖化対策室</p> <p>(224-2380)</p>
<p>6 自動車NO_x等対策推進事業 50,142千円</p> <p style="text-align: center;">【(41203)自動車環境対策の推進】</p> <p>(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費)</p> <p>自動車NO_x・PM法の対象地域における自動車窒素酸化物等総量削減計画の目標達成状況調査を行うとともに、沿道環境の汚染原因、通過・流入車両等の交通状況等の把握と対策のシミュレーションを実施するほか、天然ガス自動車購入への補助等を実施します。</p> <p>(天然ガス自動車購入への補助等10台を予定)</p>	<p>地球温暖化対策室</p> <p>(224-2380)</p>
<p>7 ダイオキシン類等環境調査事業 27,720千円</p> <p style="text-align: center;">【(41204)化学物質に起因する環境リスクの低減の推進】</p> <p>(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費)</p> <p>ダイオキシン類について、発生源の検査や大気等の汚染状況を調査するとともに、PRT法対象事業所における化学物質の適正管理や情報公開等を促進します。(123地点で環境調査予定)</p>	<p>地球温暖化対策室</p> <p>(224-2380)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>〈施策名：(413)水環境の保全〉</p> <p>1 河川等公共用水域水質監視事業 70,007千円 【(41301)水環境における汚濁負荷の削減の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費) 公共用水域および地下水の水質常時監視を行うとともに、伊勢湾の総量規制対策を実施するほか、水生生物の環境基準類型指定のため、河川の現況調査を行います。 (常時監視 49河川、4海域予定)</p> <p>2 工場・事業場排水規制事業 1,518千円 【(41301)水環境における汚濁負荷の削減の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費) 公共用水域の水質保全をはかるため、工場・事業場への重点的・計画的な立入検査を行います。</p> <p>3 浄化槽設置促進事業 467,033千円 【(41302)生活排水対策の推進、(41303)伊勢湾の再生】 内訳：浄化槽設置促進事業 83,943千円 伊勢湾海域浄化槽整備重点促進事業 【舞台づくり 暮らし3】 383,090千円 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費) 浄化槽と集合処理施設との連携の見直しなど、効率的・効果的な整備手法の調査検討を行うとともに、市町が浄化槽の設置者に支援する事業及び市町が浄化槽を整備する事業に対して支援を行い、浄化槽の普及を促進します。 (整備基数 通常分 802基、舞台づくり2,863基予定)</p> <p>4 伊勢湾行動計画推進事業【舞台づくり 暮らし3】 108,167千円 【(41303)伊勢湾の再生】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費) 国と三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」において策定した「伊勢湾再生行動計画」に基づき、大学等の研究機関など多様な主体との連携による調査・研究や普及啓発等に取り組むとともに、GND基金を活用し、海岸漂着物対策を推進します。</p>	<p>水質改善室 (224-2382)</p> <p>水質改善室 (224-2382)</p> <p>水質改善室 (224-2382)</p> <p>水質改善室 (224-2382)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>《政策名：自然との共生の確保》</p> <p>〈施策名：(421)自然環境の保全・再生と活用〉</p> <p>(新) 1 生物多様性保全推進総合対策事業 12,777千円 【(42101)野生動植物保全活動の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 5 野生生物保護費) 生物多様性基本法の制定に伴い、三重県生物多様性地域戦略を策定するとともに、COP10の開催に伴うエクスカージョンや展示会への出展を行うほか、三重県民の森自然学習展示館をリニューアルし生物多様性の普及啓発に活用します。 (生物多様性地域戦略作成、エクスカージョン 2コース設定)</p> <p>2 自然環境保全対策事業 1,577千円 【(42101)野生動植物保全活動の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 4 自然保護費) 優れた自然環境を有する自然環境保全地域の適正管理を進めるとともに、NPO等の里地里山保全活動計画に基づく活動を支援します。(里地里山活動計画 6 団体認定)</p> <p>3 生物多様性確保事業 14,330千円 【(42101)野生動植物保全活動の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 5 野生生物保護費) 多様な自然環境の保全や野生生物の保護について普及啓発をはかるとともに、鳥獣保護区等の指定など鳥獣保護事業計画に基づく事業を実施するほか、特定鳥獣保護管理計画の見直しにより、シカの適正な頭数管理を進めます。(鳥獣保護区等 7 箇所指定、特定鳥獣保護管理計画[ニホンジカ]見直し)</p> <p>4 大杉谷登山歩道災害復旧事業 31,720千円 【(42102)自然とのふれあいの確保】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 4 自然保護費) 優れた自然の風景地である大杉谷について、平成16年に被災した登山歩道の復旧整備を行います。(1 箇所実施)</p>	<p>自然環境室 (224-2513)</p> <p>自然環境室 (224-2513)</p> <p>自然環境室 (224-2627)</p> <p>自然環境室 (224-2627)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>(新) 5 県単自然公園等施設災害復旧事業 5,000千円</p> <p style="text-align: center;">【(42102)自然とのふれあいの確保】</p> <p>(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 4 自然保護費)</p> <p>平成21年の台風18号で被災した長距離自然歩道や県有自然公園施設等について、歩道の修繕などの復旧整備を行います。</p> <p>(2箇所実施)</p>	<p>自然環境室 (224-2627)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>〈施策名：(422)森林のもつ公益的機能の発揮〉</p>	
<p>1 森林環境創造事業【重点事業 ぐらし11】 288,088千円 【(42201)環境林整備の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 9 森林総務費) 所有者から20年間管理委託を受けた環境林を公共財として位置づけ、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう、間伐や広葉樹の植栽などにより針葉樹と広葉樹の混交林への誘導を行うなどの多様な森林づくりを促進します。(間伐実施面積 1,187ha)</p>	<p>森林保全室 (224-2574)</p>
<p>2 環境林整備治山事業【重点事業 ぐらし11】 113,690千円 【(42201)環境林整備の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5 造林費) 居住地などの上流部に位置する環境林内の保安林等において、災害に強い森林づくりのための間伐を実施します。 (間伐実施面積 300ha)</p>	<p>森林保全室 (224-2575)</p>
<p>3 造林事業【重点事業 ぐらし11】 304,453千円 【(42202)生産林整備の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5 造林費) 森林の公益的機能の高度発揮をはかるため、植栽、下刈、間伐等の森林整備を促進します。(間伐実施面積 1,005ha)</p>	<p>森林保全室 (224-2574)</p>
<p>4 高齢林整備間伐促進事業【重点事業 ぐらし11】 115,995千円 【(42202)生産林整備の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5 造林費) 植栽から伐採までの育成期間の長期化に対応して森林を健全に育成するため、生産林において、高齢級(36年生以上)の森林の間伐を促進します。(間伐実施面積 730ha)</p>	<p>森林保全室 (224-2574)</p>
<p>5 多様な主体による森林づくり事業【重点事業 ぐらし11】 2,143千円 【(42203)森林づくりへの県民参画の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8 緑化対策費) 森林環境に関心を寄せる企業による「企業の森」づくりなどを促進するため、森林所有者と企業との仲介や技術研修などのサポートを行うとともに、森林のCO2吸収量認証制度を活用した仕組みづくりを進めます。(企業の森等の取組 5取組)</p>	<p>自然環境室 (224-2513)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>6 森林とのふれあい・学び事業【重点事業 暮らし11】 7,682千円 【(42204) 森林文化および森林環境教育の振興】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 9 森林総務費) 森林環境教育の指導者の育成やフィールドの整備、体験教室を実施するとともに、森林環境教育を進める学校にその活動フィールドを紹介するなど、県民と森林や木とのふれあいを促進します。 (教育の森における活動 11回、木づかいアイデアコンテスト 1回開催)</p>	<p>自然環境室 (224-2513)</p>
<p>7 山林境界明確化事業 30,159千円 【(42202)生産林整備の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 境界の不明確な森林について、周囲測量等を実施し、境界の明確化を行うことで森林整備を促進します。</p>	<p>森林・林業経営室 (224-2563)</p>
<p>8 造林地保護対策事業 25,137千円 【(42202)生産林整備の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5 造林費) ニホンジカによる林業被害が発生している区域や被害が想定される区域等において、ニホンジカの捕獲檻により適切な駆除を行います。</p>	<p>森林保全室 (224-2574)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>《政策名：安心を支える力強い農林水産業の振興》</p> <p>〈施策名：(225) 安心して使える県産材等の提供〉</p> <p>1 林道事業 812,655千円</p> <p style="text-align: center;">【(22501) 県産材等の安定供給の推進】</p> <p>(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 6 林道費)</p> <p>木材の持続生産を重視する森林「生産林」を中心に効率的に森林施業ができるよう林道の開設を行うとともに、木材の輸送力の向上などがはかれるよう既設林道の改良や舗装を実施します。</p> <p>(13路線1施設を整備)</p> <p>2 間伐対策事業 37,900千円</p> <p style="text-align: center;">【(22501) 県産材等の安定供給の推進】</p> <p>(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5 造林費)</p> <p>森林所有者による自主的な整備が進まない森林の間伐や間伐材の搬出に必要な作業道の整備を促進します。</p> <p>(間伐140ha, 作業道2路線を整備)</p> <p>3 がんばる三重の林業創出事業【重点事業 ぐらし11】</p> <p style="text-align: right;">80,992千円</p> <p style="text-align: center;">【(22501) 県産材等の安定供給の推進】</p> <p>(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費)</p> <p>森林の団地化・施業の集約化、作業路の整備や高性能林業機械の導入、施業プランナー等の人材育成を進めるとともに、木材流通の改善等に支援することにより、安定的な生産供給体制を整備します。</p> <p>(合板工場等への直送量 9,000m³)</p> <p>4 「三重の木を使おう」推進事業【重点事業 ぐらし11】</p> <p style="text-align: right;">11,021千円</p> <p style="text-align: center;">【(22501) 県産材等の安定供給の推進】</p> <p>(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費)</p> <p>「三重の木」認証事業者による認証材の利用拡大に向けた活動を支援するとともに、認証材を使った家づくりの情報発信、県産材を使用した商業施設や住宅等のCO₂固定量認証を行います。</p> <p>(「三重の木」認証事業者等への支援 45取組)</p>	<p>森林保全室 (224-2574)</p> <p>森林保全室 (224-2574)</p> <p>森林・林業経営室 (224-2563)</p> <p>森林・林業経営室 (224-2565)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>(新) 5 みんなで使おう「三重の木」消費拡大事業 【重点事業 暮らし11】 14,050千円 【(22502)林業・木材産業の担い手の育成】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 県産材のPRやモデル的な商業施設の木質化を支援するとともに、需要拡大につなげるため、関東地域での「三重の木」セミナー等の開催や住宅展示会への出展を支援します。 (モデル商業施設への支援 10ヶ所)</p>	<p>森林・林業経営室 (224-2565)</p>
<p>6 林業担い手育成確保対策事業【重点事業 暮らし11】 12,312千円 【(22502)林業・木材産業の担い手の育成】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 1 林業総務費) 新規参入促進のための普及啓発や技術の研修等を行い、森林整備や木材生産を担う林業就業者の確保・育成をはかります。 (林業作業士研修受講者 13名)</p>	<p>森林・林業経営室 (224-2563)</p>
<p>7 森の恵みの価値向上事業【舞台づくり 元気3】 1,552千円 【(22501)県産材等の安定供給の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 食の安全安心に対する研修会や技術交流会などにより、県産きのこ等の適正な品質衛生管理を促進し、県民へ安全・安心な県産きのこ類の提供を進めるほか、タケノコの品質・衛生管理マニュアルを作成します。(研修会等開催 2回)</p>	<p>森林・林業経営室 (224-2565)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>《政策名：環境保全活動の推進》</p> <p>〈施策名：(431)環境経営・環境行動の促進〉</p> <p>1 小規模事業所向けEMS導入事業【舞台づくり くらし4】 9,372千円 【(43101)環境経営の促進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1環境総務費) 県内事業者の9割を占める小規模事業者等を対象に三重県版小規模事業所向けEMS (M-EMS：ミームス) の普及を促進します。</p> <p>2 環境経営大賞運営事業 5,647千円 【(43101)環境経営の促進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1環境総務費) 全国のさまざまな組織による環境経営取組の中から、優良事例を表彰する「日本環境経営大賞」を実施するとともに、その先進事例の情報を共有し活用するしくみづくりを進めます。</p> <p>3 環境行動促進事業 568千円 【(43102)環境行動の促進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1環境総務費) 地域における優れた環境保全取組を表彰する制度や企業と学校や行政との連携による環境教育プログラム「キッズISO14000プログラム」の普及を進めます。</p> <p>4 環境学習情報センター運営事業 47,131千円 【(43102)環境行動の促進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1環境総務費) 環境学習情報センターにおいて、環境講座や体験教室の開催、環境学習指導者の養成、環境に関する情報提供などを実施します。</p> <p>5 河南省環境保全支援事業 6,659千円 【(43103)国際的な環境保全への協力・貢献の推進】 (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1環境総務費) 本県の友好提携先である中国河南省に対し、環境保全技術の移転を進めることにより、自治体レベルでの国際環境協力を進めます。 (河南省職員受入研修3名予定)</p>	<p>地球温暖化対策室 (224-2316)</p> <p>地球温暖化対策室 (224-2316)</p> <p>地球温暖化対策室 (224-2316)</p> <p>地球温暖化対策室 (224-2316)</p> <p>地球温暖化対策室 (224-2316)</p>

別表 3

平成22年度当初予算 一般会計債務負担行為

事項	期間	限度額	説明
		千円	
三重県環境学習情報センターの指定管理に係る協定	22～27	241,965	三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定にかかる協定を締結するため、債務負担行為を設定する。(2回目:平成23年4月から5年間) ※指定管理料の上限額を設定したうえで、平成22年7月から指定管理者の公募を開始する。
三重県民の森の指定管理に係る協定	22～27	115,650	三重県民の森に係る指定管理者の指定に係る協定を締結するため、債務負担行為を設定する。(2回目:平成23年4月から5年間) ※指定管理料の上限額を設定したうえで、平成22年7月から指定管理者の公募を開始する。
三重県上野森林公園の指定管理に係る協定	22～27	131,550	三重県上野森林公園の指定管理者の指定に係る協定を締結するため債務負担行為を設定する。(2回目:平成23年4月から5年間) ※指定管理料の上限額を設定したうえで、平成22年7月から指定管理者の公募を開始する。
環境総合監視システムの保守運用に係る委託契約	23～27	19,110	平成23年1月に更新される環境総合監視システムの運用、保守にかかる委託契約を締結するため、債務負担行為を設定する。
四日市市内山町地内に不法投棄された産業廃棄物に対する調査に係る契約	23	2,000	四日市市内山町地内の産業廃棄物不適正処理事案における支障等の調査委託契約を締結するため、債務負担行為を設定する。

三重県環境学習情報センター指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県環境学習情報センター（以下「センター」という。）の管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

センターは、県民の環境保全に関する理解を深めるとともに、県民が自発的に行う環境の保全に関する活動に寄与することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

センターは、環境教育の目的である、「県民がその役割に応じて環境保全活動を自主的に行うことができる力を身につける」ことで、行政だけではなく、多様な主体が環境保全活動に取り組む基礎となることから、三重県における環境教育の中心的な拠点施設として、環境教育の推進を目指し、一層効果的な管理運営を図っていきます。

(4) 施設の概要

ア 施設の名称	三重県環境学習情報センター
イ 所在地	三重県四日市市桜町3684-11
ウ 構造規模等	三重県保健環境研究所（鉄筋コンクリート造3階建）の1階に併設
展示ホール	402 m ²
エコプラザ	90 m ²
研修室	154 m ²
分析実習室	100 m ²
事務室	112 m ²

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、成果目標）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 環境保全に関する啓発及び普及に関する業務
- (イ) 環境の保全に関する研修会、講習会の実施に関する業務
- (ウ) 環境に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (エ) 環境の保全に関する活動の促進及び交流に関する業務
- (オ) その他センターの管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

(ア) 環境教育参加者数	平成 27 年度	27,500 人
(イ) 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	平成 27 年度	9,000 人
(ウ) 指導者養成を目的とした講座受講者数	平成 27 年度	1,500 人
(エ) 講座参加者の満足度	毎年度	90%

(6) 利用料金制採用の考え方

平成 20 年 4 月からの指定管理者制度導入と同時に利用料金制を取り入れ、現在の運営上の支障はないことから、次期指定管理を更新する上においても現行の料金制を採用します。

(7) 指定の期間（予定）

指定の期間は、指定管理者制度に関する取扱要綱第 4 条に基づき、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定しています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 241,965 千円（5 年間）（消費税及び地方消費税を含む）

2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

センターでは、広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、公認会計士、環境学習に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募により選定）などによる計 5～10 名の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること。

⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審議基準、配点については、選定委員会で決定します。

3 今後の日程に関する事項

- | | |
|---------|--|
| 22年 2月 | 第1回定例会2月会議へ債務負担行為の設定の予算議案を提出、指定管理者制度の活用の方針を報告 |
| 22年 6月 | 第1回選定委員会の開催（審査基準、配点表を決定） |
| 22年 7月 | 公募を開始、現場説明会の開催 |
| 22年 8月 | 申請受付・審査（申請者の氏名及び事業概要を公表） |
| 22年 9月 | 第2回定例会9月会議へ指定管理候補者の選定過程の状況を報告 |
| 22年10月 | 第2回選定委員会（選定委員会によるヒアリングの実施）
第3回選定委員会（選定委員会による最終審査・順位の決定） |
| 22年11月 | 第2回定例会11月会議へ指定管理者指定議案を提出 |
| 23年1～3月 | 指定管理者の指定、協定の締結、引き継ぎ |
| 23年 4月 | 指定管理者による施設管理を開始 |

三重県民の森指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県民の森（以下「県民の森」という。）の管理について、民間企業やNPO団体等が持つノウハウの活用や柔軟なサービスの提供を図ることにより、より一層のサービス向上及び経費削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

県民の森は、県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

県民が豊かな自然に親しみ、ふれあうことのできるよう、適切な維持管理を行っていくとともに、森林及び自然環境に関する学習の機会を提供するため自然体験型イベントを定期的を開催することで、生物多様性の保全、自然とのふれあい活動の拠点施設として、より効果的な管理運営を図っていきます。

(4) 施設の概要

ア 施設の名称	三重県民の森
イ 所在地	三重郡菟野町大字千草字西貝石
ウ 構造規模	
敷地面積	445,836 m ²
自然学習展示館	R C造平屋建 (419.9 m ²)
ふれあいの館	木造平屋建 (218.8 m ²)
休憩所	木造 8基
公衆便所	R C造 1棟 C B造 1棟 木造 2棟
展望台テラス	木造 (64.8 m ²)
芝生広場	31,537 m ²
遊歩道	6,437m
駐車場	4箇所
遊具	29基

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、成果目標）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

(ア) 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務

- (イ) 県民の森の施設や設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (ウ) 県民の森の施設や設備の利用に関する業務
- (エ) 自然体験型イベントの実施に関する業務
- (オ) ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報に提供に関する業務
- (カ) 生物多様性の保全へ配慮した取り組みに関する業務
- (キ) その他県民の森の管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

(ア) 来園者数 毎年度 12万人

(イ) 満足度

- ・施設利用者の満足度 80%以上
- ・自然体験型イベント参加者の満足度 90%以上

(6) 利用料金制採用の考え方

県民の森は、できる限り多くの県民に利用していただき、自然環境に関する知識の向上や森林環境教育を自由に行うため、利用料金制度を採用せず、無料の施設とします。

(7) 指定の期間（予定）

指定の期間は、指定管理者制度に関する取扱要綱第4条に基づき、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を予定しています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 115,650千円（5年間）（消費税及び地方消費税を含む）

2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

県民の森では、広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、公認会計士、経営及び設置目的に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募により選定）などによる計5～10名の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審議基準、配点については、選定委員会で決定します。

3 今後の日程に関する事項

22年 2月	第1回定例会2月会議へ債務負担行為の設定の予算議案を提出、指定管理者制度の活用の方針を報告
22年 6月	第1回選定委員会の開催（審査基準、配点表を決定）
22年 7月	公募を開始、現場説明会の開催
22年 8月	申請受付・審査（申請者の氏名及び事業概要を公表）
22年 9月	第2回定例会9月会議へ指定管理候補者の選定過程の状況を報告
22年10月	第2回選定委員会（選定委員会によるヒアリングの実施） 第3回選定委員会（選定委員会による最終審査・順位の決定）
22年11月	第2回定例会11月会議へ指定管理者指定議案を提出
23年1～3月	指定管理者の指定、協定の締結、引き継ぎ
23年 4月	指定管理者による施設管理を開始

三重県上野森林公園指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県上野森林公園（以下「森林公園」という。）の管理について、民間企業やNPO団体等が持つノウハウの活用や柔軟なサービスの提供を図ることにより、より一層のサービス向上及び経費削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

森林公園は、県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

県民が豊かな自然に親しみ、ふれあうことのできるよう、適切な維持管理を行っていくとともに、森林及び自然環境に関する学習の機会を提供するため自然体験型イベントを定期的を開催することで、生物多様性の保全、自然とのふれあい活動の拠点施設として、より効果的な管理運営を図っていきます。

(4) 施設の概要

ア 施設の名称	三重県上野森林公園		
イ 所在地	伊賀市下友生字松ヶ谷		
ウ 構造規模			
敷地面積	436,835	m ²	
森のまなびや（ビジターコテージ）	木造平屋建	(378.3	m ²)
かたらいの館（サブコテージ）	木造平屋建	(75.6	m ²)
風のとりで（展望台）	木造	17.4	m ²
公衆便所	木造	3	棟
休憩舎	木造	9	箇所
花のテラス	1,472	m ²	
芝生広場	10,878	m ²	
遊歩道	8,225	m	
駐車場	2	箇所	

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、成果目標）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

(ア) 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務

- (イ) 森林公園の施設や設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (ウ) 森林公園の施設や設備の利用に関する業務
- (エ) 自然体験型イベントの実施に関する業務
- (オ) ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報に提供に関する業務
- (カ) 生物多様性の保全へ配慮した取り組みに関する業務
- (キ) その他森林公園の管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

(ア) 来園者数 毎年度 7.3万人

(イ) 満足度

- ・施設利用者の満足度 80%以上
- ・自然体験型イベント参加者の満足度 90%以上

(6) 利用料金制採用の考え方

森林公園は、できる限り多くの県民に利用していただき、自然環境に関する知識の向上や森林環境教育を自由に行うため、利用料金制度を採用せず、無料の施設とします。

(7) 指定の期間（予定）

指定の期間は、指定管理者制度に関する取扱要綱第4条に基づき、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を予定しています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 131,550千円(5年間)(消費税及び地方消費税を含む)

2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

森林公園では、広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高め、いくため、県職員以外の有識者等で構成する指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、公認会計士、経営及び設置目的に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募により選定）などによる計5～10名の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審議基準、配点については、選定委員会で決定します。

3 今後の日程に関する事項

- | | |
|---------|--|
| 22年 2月 | 第1回定例会2月会議へ債務負担行為の設定の予算議案を提出、指定管理者制度の活用の方針を報告 |
| 22年 6月 | 第1回選定委員会の開催（審査基準、配点表を決定） |
| 22年 7月 | 公募を開始、現場説明会の開催 |
| 22年 8月 | 申請受付・審査（申請者の氏名及び事業概要を公表） |
| 22年 9月 | 第2回定例会9月会議へ指定管理候補者の選定過程の状況を報告 |
| 22年10月 | 第2回選定委員会（選定委員会によるヒアリングの実施）
第3回選定委員会（選定委員会による最終審査・順位の決定） |
| 22年11月 | 第2回定例会11月会議へ指定管理者指定議案を提出 |
| 23年1～3月 | 指定管理者の指定、協定の締結、引き継ぎ |
| 23年 4月 | 指定管理者による施設管理を開始 |

2. 平成21年度補正予算の概要について

①会計別総括表

(単位：千円)

区 分	現計予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	22,653,464	1,219,469	23,872,933
第4款 衛生費	10,133,058	△417,828	9,715,230
第6款 農林水産業費	12,495,916	1,487,492	13,983,408
第11款 災害復旧費	24,490	149,805	174,295
特別会計	688,383	△20,557	667,826
林業改善資金貸付事業	688,383	△20,557	667,826
合 計	23,341,847	1,198,912	24,540,759

②事業別総括表

(単位：千円)

区 分	現計予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	22,653,464	1,219,469	23,872,933
公共事業	7,419,917	△24,752	7,395,165
一般公共事業	5,329,662	△23,541	5,306,121
県単公共事業	2,090,255	△1,211	2,089,044
災害復旧事業	24,490	149,805	174,295
非公共事業	15,209,057	1,094,416	16,303,473

③繰越明許費

(単位：千円)

区 分	繰越額の 追加 (A)	繰越額の変更		合 計 (A)+(B)
		変更前	変更後 (B)	
一般会計	2,348,938	953,553	1,395,889	3,744,827
衛生費	170,900	251,500	229,760	400,660
環境保全費	170,900	251,500	229,760	400,660
農林水産業費	2,041,765	702,053	1,166,129	3,207,894
林業費	2,041,765	702,053	1,166,129	3,207,894
災害復旧費	136,273	-	-	136,273

平成21年度 一般会計補正予算 (主要事業)

単位：千円

項目	現計予算額	今回補正額	補正後計	内 容
[衛生費]				
環境保全基金積立金	213,668	62,720	276,388	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物税の平成20年度分精算額等に 伴う基金積立金の増額 (内訳) <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物税分 68,430千円 法人県民税超過課税分 △2,025千円 H20基金運用利子 △3,685千円
環境修復事業費	700,595	△197,382	503,213	<ul style="list-style-type: none"> 鈴鹿市稲生事案 覆土工事の仕様変更等に伴う工事費の減額 や、廃棄物処理委託料の減額等 △140,077千円 桑名市五反田事案 汚泥処理委託や汚染状況調査委託の入札差 金等に伴う委託料の減額など △51,198千円
不法投棄等の是正 推進事業費	140,832	△91,491	49,341	<ul style="list-style-type: none"> 市町支援補助金の減額 △40,000千円 モニタリング調査委託の入札差金等 △34,679千円
最終処分場確保事 業費	166,457	△55,398	111,059	<ul style="list-style-type: none"> 管理型最終処分場の整備への補助金 △50,108千円 用地確保手続きに時間を要したことによる 補助対象事業費の減額による
[農林水産業費]				
森林整備加速化・ 林業再生基金積立 金	1,000,000	1,701,016	2,701,016	<ul style="list-style-type: none"> 基金積立金の増額 1,701,016千円 (内訳) <ul style="list-style-type: none"> 国からの補助金による増額 1,700,000千円 基金運用による利子収入 1,016千円
森林総務管理費	7,736	23,752	31,488	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業事務費の不適切な経理に係る 国庫返還 24,187千円
(公共事業)				
造林事業費	307,265	△40,937	266,328	<ul style="list-style-type: none"> 事業要望額の減少による減額
[災害復旧費]				
林道施設災害復旧 事業費	24,490	117,496	141,986	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度発生災害の復旧事業費に伴う 増額
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	—	32,309	32,309	

※ 現計予算額には、2月補正予算を含む

3. 林道関係建設事業に対する市町の負担について

1 平成22年度林道関係建設事業に対する市町の負担について (議案第40号)

平成22年度において、県営林道事業を行うにあたり、地方財政法第27条第1項の規定により、次表のとおり、経費の一部負担を市町に求めるものです。

事業名	区 分	負 担 率 (市 町)	備 考	
			国 費	県 費
林道事業	森林基幹道 (県営)	事業費の 100分の17.5	事業費の 100分の50.0	事業費の 100分の32.5

2 平成21年度林道関係建設事業に対する市町の負担について (議案第68号)

平成21年度において、県営林道事業に充てる経費について、事業費の確定に伴い、地方財政法第27条第1項の規定により市町負担金の額を定めるものです。

事業名	区 分	市町名	負担額	備 考
				(市町負担率)
林道事業	森林基幹道 (県営)	津 市	千円 7,000	事業費の 100分の17.5

4. 議案第24号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」について

1 経緯

土壤汚染対策法の改正については、平成21年4月24日に公布され、平成22年4月1日までに施行される予定です。

また、法律の施行に先立って汚染土壌処理業については、法公布後6月を超えない範囲内において政令で定める日から汚染土壌処理業について許可申請ができるとされています。

2 改正の主な内容

平成21年9月に規定した汚染土壌処理業許可の新規手数料に引き続き、許可後に処理施設において変更が生じた場合や、許可期限の満了にともなう更新についての手数料について規定するものです。

【変更対象となる主な内容】

- ・ 処理施設の構造に変更が生じた場合
- ・ 処理できる汚染物質等の種類に変更が生じた場合
- ・ 施設の処理能力に変更が生じた場合

3 三重県手数料条例の一部改正について

このため、汚染土壌処理業許可申請に対する書類審査及び現場調査並びに完成検査などの事務に必要な経費として手数料を徴収することとします。

- ・ 手数料名・・・汚染土壌処理業許可更新申請手数料
- ・ 手数料額・・・20万円

- ・ 手数料名・・・汚染土壌処理業変更許可申請手数料
- ・ 手数料額・・・21万円

